

別紙 【交付の条件等 その他注意事項】

助成事業を実施するにあたり、下記の事項に留意してください。

1. 事業計画を変更する場合は、あらかじめ代表理事の承認を受けてください。(要綱 第6条、第7条)

代表理事の変更承認が必要な場合は下記の通りです。

- ① 助成対象経費の20%を超える増減があるとき。
- ② 助成対象経費の欄に掲げる各項目について30%を超える増減があるとき。
- ③ 助成事業の内容（地域との交流や普及活動を含む）の変更及び新設又は廃止。

※変更承認が必要な場合に関するご質問は下記までお問い合わせください。

2. 助成金は助成の目的以外に使用しないでください。(要綱 第11条)

3. 交付決定額は事業計画に基づく予定額であり、完了報告に基づく助成金確定等で変更になることがあります。

4. ポスター、チラシ、パンフレット、プログラムその他関連印刷物等に下記に従い **〔公財〕新潟県文化振興財団助成事業** と明記してください。

- ① 関連印刷物等の右端又は左端に黒（背景やデザインにより黒がふさわしくない場合は適切な色）で **〔公財〕新潟県文化振興財団助成事業** と明記してください。
- ② 指定ロゴ等はありませんが、見やすく分かりやすいものとしてください。
- ③ ポスター、チラシ等を作成したときは、事前に1部（県民会館に掲示等希望される場合は、その数）送付してください。

5. 事業当日は来場のみなさまへのアンケート等、効果測定をお願い致します。結果を集計し、事業終了後に完了報告書と一緒にご提出ください。

6. 事業の効果等を調査する場合がありますので、当財団及び市町村の担当部署への招待券等の交付により、入場できるようご配慮ください。

7. 「事業完了報告書」は、助成事業完了後30日以内にご提出ください。(要綱 第8条)
※年度末に完了する事業の場合は翌年度4月15日（休日の場合は前週金曜日）まで

その他「文化活動支援助成金交付要綱」等をご参考ください。不明な点は下記担当までお問い合わせください。

(公財)新潟県文化振興財団 事業課 館
〒951-8132 新潟市中央区一番堀通町3-13
TEL/025-228-3577 FAX/025-228-3818
E-mail/jigyoku@niigata-bunka.jp